

議案第12号

城陽市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例
の一部改正について

城陽市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出
(2024年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 城陽市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年城陽市条例第13号）の一部
 を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法 （昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の 2第8項</u>の規定により水道事業及び公共下水道 事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に ついて議会の同意を得なければならない場合は 、当該賠償責任に係る賠償額が50千円以上で ある場合とする。</p>	<p style="text-align: center;">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法 （昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の 8第8項</u>の規定により水道事業及び公共下水道 事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に ついて議会の同意を得なければならない場合は 、当該賠償責任に係る賠償額が50千円以上で ある場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年城陽市条例第13号）について所要の改正を行いたいので、同法第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③

略